

# 7月10日投票

## 第24回 参議院議員通常選挙

**●投票日** 7月10日(日)  
**●投票時間** 午前7時～午後8時  
 \*地島投票区と大島投票区は7月8日(金) 午前7時～午後6時に繰り上げ投票  
**●開票日時** 7月10日(日) 午後9時から  
**●開票場所** 宗像ユリックス・イベントホール(久原)  
 \*市ホームページでの速報公開、開票速報  
 テレホンサービスはありません



### 投票できる人・できない人

満18歳以上の日本国民で、宗像市選挙人名簿に登録されている人は、宗像市の投票所で投票することができます。  
 \*平成27年6月に成立した公職選挙法の一部改正で、今回の選挙から投票人の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました  
 今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成10年7月11日以前に生まれた人で、転入の場合、平成28年3月21日までに転入届出し、同年6月21日まで引き続き居住して住民基本台帳(住民票)に記載されている人

### 投票所へ持っていくもの

選挙人名簿に登録されている人に、投票所入場券(ハガキ)を郵送します。入場券(ハガキ)は、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿照合を円滑に行うために発行しています。投票に行くときは、投票所の場所などをよく確かめ、自分の入場券を持参してください。  
**「入場券が届かなかったか、なくした場合」**  
 選挙人名簿に登録されている人は、投票所に入場券(ハガキ)を郵送していただければ投票できます。あなたが居住している地域の投票所(投票日のみ)、か期日前投票所に受付に申し出てください。  
 \*自分の投票所が分からない場合は、市選挙管理委員会まで問い合わせを

### 投票の方法

投票の順序は、①選挙区選挙、②比例代表選挙です。  
 ①選挙区選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入してください  
 ②比例代表選挙の投票用紙には、候補者名か、政党などが届け出た名簿に記載された政党などの名称を記入してください  
 余計な文字などを記入すると、投票が無効になることがあります。

### 点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。  
 \*期日前投票所でも点字投票ができます

### 投票日に行けない人のために

#### 期日前投票

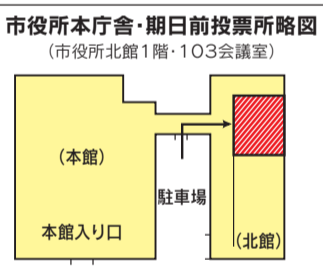
投票日に仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票に行けない人は、次の期間に「期日前投票」をすることができます。  
**●場所/期間**  
 ▼市役所(北館1階・103会議室) / 6月23日(木)～7月9日(土)  
 \*午前8時30分～午後8時  
 ▼大島行政センター・ロビー / 7月2日(土)～7月7日(木)  
 \*午前8時30分～午後5時  
 \*地島投票区と大島投票区の人、市役所の期日前投票所での投票も7月7日(木)まで

#### 投票方法

投票所入場券を持参してください。入場券に期日前投票宣誓書を印刷しています。あらかじめ宣誓書を記入しておけば、期日前投票所での記入が不要になります。  
 \*入場券が手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は投票できます。係員に申し出てください

### 不在者投票

①滞在先の市区町村での不在者投票  
 選挙期間中、出張や旅行などで他の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票日前に投票ができます。その場合は、宗像市選挙管理委員会に連絡し、投票用紙などを請求する必要があります。請求を受け、投票用紙などを滞在地に郵送しますので、それを持って滞在地の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をしてください。  
 \*「不在者投票請求書」を  
**②病院など(県選挙管理委員会が指定した施設)での不在者投票**  
 入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。  
**③郵便などでの不在者投票**  
 体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、在宅で「郵便などを使った不在者投票」を



【表1】郵便等投票の対象者

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人		要介護5

【表2】代理記載制度の対象者

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳を持っている人		特別項症～第2項症

問い合わせ先  
 市選挙管理委員会(総務課内)  
 ☎(36) 1375

「宣誓書」は市HP: <http://www.city.munaka.lg.jp/> → 「申請書ダウンロード」 → 「選挙」 → 「不在者投票請求書・宣誓書」からダウンロード可  
**②病院など(県選挙管理委員会が指定した施設)での不在者投票**  
 入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。  
**③郵便などでの不在者投票**  
 体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、在宅で「郵便などを使った不在者投票」を  
 \*代理記載制度の対象者は、「表1」に該当する人で、自分で投票の記入をすることができない人として定められた人(「表2」に該当する人)です。この場合、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する代理記載人となることができます  
 問い合わせ先  
 市選挙管理委員会(総務課内)  
 ☎(36) 1375